



2017年7月21日

英語版の邦訳  
(訳者 城内)

危険物輸送および化学品の分類および表示に  
関する世界調和システムに関する専門家委員会

化学品の分類および表示に関する世界調和システム専門家小委員会

### 第33回化学品の分類および表示に関する世界調和 システム (GHS) 専門家小委員会報告書

開催場所：国際連合欧州経済委員会 UNECE (ジュネーブ)

開催日時：2017年7月10日～12日

#### 項目

	段落	頁
I. 参加者 .....	1-6	3
II. 議事次第の採択 (議題 1) .....	7	3
III. 分類基準および関連した危険有害性の伝達 (議題 2) .....	8-26	4
A. GHS 小委員会に関連する事項の危険物輸送に関する専門家小委員会 (TDG 小委員会) での作業 .....	8-12	4
1. GHS に関連した試験方法及び判定基準のマニュアルの使用 .....	8	4
2. 鈍性化爆発物の分類 .....	9-10	4
3. 工業用セルロースの安定度試験 .....	11	4
4. 酸化性物質の試験 .....	12	4
B. 第 2.1 章の検討 .....	13-15	5
C. 粉じん爆発 .....	16-17	5
D. 健康有害性の分類のための動物を使用しない試験方法 .....	18-20	5
E. 実際の分類に関する問題 .....	21	6
F. 誤えん有害性 .....	22	6
G. ナノマテリアル .....	23	6
H. その他 .....	24-26	6
高圧下の化学品 .....	24-26	6

IV.	危険有害性の情報伝達に関する課題（議題 3） .....	27-33	7
	A. 小さな包装のラベル .....	27-28	7
	B. 附属書 1 から 3 の改善および注意書きのさらなる合理化 .....	29	7
	C. 附属書 4、A4.3.3.2.3 の「濃度範囲」の使用に関する検討 .....	30	7
	D. その他 .....	31-33	7
	1. 附属書 7、例 7：単一容器、の修正 .....	31-32	7
	2. SDS における小項目の番号化 .....	33	8
V.	GHS の実施（議題 4） .....	34-46	8
	A. GHS にしたがって分類した化学品リストの開発 .....	34-35	8
	B. 実施状況報告 .....	36-40	8
	1. GHS 実施の状況調査 .....	36	8
	2. アルゼンチン .....	37	9
	3. ロシア連邦 .....	38	9
	4. 日本 .....	39	9
	5. 南アフリカ .....	40	9
	C. 他の団体及び国際機関との協力 .....	41-45	9
	1. アジア-太平洋経済協力 (APEC) .....	41-43	9
	2. 世界保健機関 (WHO) .....	44-45	10
	D. その他 .....	46	10
VI.	GHS 判定基準の適用に関するガイダンスの開発（議題 5） .....	47	10
VII.	能力強化（議題 6） .....	48-49	10
VIII.	その他（議題 7） .....	50-54	11
	A. ECOSOC 決議 .....	50	11
	B. 文書の提出期限 .....	51	11
	C. Ms. Kathy Landkrohn（米国）への謝辞 .....	52	11
	D. 事務局の交代 .....	53-54	11
IX.	報告書の採択（議題 8） .....	55	11

## 附属書

GHS 改訂第 7 版への修正案（(ST/SG/AC.10/30/Rev.7)） .....	12
--	----

## I. 出席者

1. 第 33 回化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）専門家小委員会が、議長 Ms. M. Ruskin（United States of America）および副議長 Mr. Robin Foster（United Kingdom）で、2017 年 7 月 10 日～7 月 12 日に開催された。
2. 以下の国々からの専門家が会議に出席した：Argentina, Australia, Austria, Belgium, Brazil, Canada, China, Finland, France, Germany, Italy, Japan, Netherlands, New Zealand, Poland, Portugal, Qatar, Republic of Korea, Russian Federation, South Africa, Sweden, United Kingdom and United States of America.
3. 経済社会理事会の手続き規則 72 に基づき、Romania および Switzerland がオブザーバーとして参加した。
4. 世界保健機関（WHO）および国連訓練調査研究所（UNITAR）の代表も参加した。
5. 以下の政府間機関も参加した：European Union and Council of Europe.
6. 以下の非政府組織の代表がそれぞれの関連する事項について議論に加わるために参加した：American Cleaning Institute (ACI); Australian Explosives Industry and Safety Group Incorporated (AEISG); Compressed Gas Association (CGA); Croplife International; Dangerous Goods Advisory Council (DGAC); European Chemical Industry Council (CEFIC); European Industrial Gases Association (EIGA); Grain and Feed Trade Association (GAFTA); International Association for Soaps, Detergents and Maintenance Products (AISE); International Bulk Terminals Association (IBTA); International Council of Chemical Associations (ICCA); International Paint and Printing Ink Council (IPPIC); International Petroleum Industry Environmental Conservation Association (IPIECA); Institute of Makers of Explosives (IME); Responsible Packaging Management Association of Southern Africa (RPMASA); and Sporting Arms and Ammunition Manufacturers' Institute (SAAMI).

## II. 議事次第の採択（議題 1）

- 文書： ST/SG/AC.10/C.4/65 (Provisional agenda)  
ST/SG/AC.10/C.4/65/Add.1 (List of documents and annotations)
- 非公式文書： INF.1, INF.2 (List of documents)  
INF. 8 (Provisional timetable)  
INF.5 (Access to the Palais des Nations)

7. 小委員会は、INF.1 から INF.44 を考慮した後、事務局が用意した暫定議題を修正して採択した。

### III. 分類基準および関連した危険有害性の伝達（議題 2）

#### A. GHS 小委員会に関連する事項の危険物輸送に関する専門家小委員会（TDG 小委員会）での作業

##### 1. GHS に関連した試験方法及び判定基準のマニュアルの使用

非公式文書： INF.3 and Add. 1 - 2 (Chairman of the Working Group on Explosives)  
INF. 15, item 1 (Secretariat)

8. 小委員会は、INF.15 項目 1 にまとめてある、GHS を考慮した試験方法及び判定基準マニュアルの改訂作業の進捗に注目した。爆発物に関する作業班の委員長は、さらなる検討のために、作業班が前回の会合で合意した修正を考慮に入れた改定案を準備し回覧したいと小委員会に報告した。小委員会の専門家は爆発物に関する作業班の作業を支援するように促された。

##### 2. 鈍性化爆発物の分類

非公式文書： INF.4 (CEFIC)  
INF.15, item 2 (Secretariat)

9. 小委員会は、GHS 第 2.17 章したがって工業的ニトロセルロース製品の分類のために SprengLR011 試験結果を使用するという、爆発物に関する作業班の結論を TDG 小委員会が承認したという報告を受けた。小委員会は、CEFIC が主導する TDG 小委員会における期間間非公式作業班が、結果を世界的に使用できるものにするために、どのようにして GHS、危険物輸送に関する勧告・モデル規則または試験方法及び判定基準のマニュアルに取り入れるかについて検討していることに注目した。

10. 小委員会はこの作業を支持し、特に自己-分類の実施を可能にすることに関して出されたコメントを考慮するよう、CEFIC の代表に要請した。

##### 3. 工業用ニトロセルロースに関する安定度試験

非公式文書： INF.15, item 5 (Secretariat)

11. 小委員会は、ニトロセルロースの安定化は安全な取扱いのために必要であり、また現行の 3 (c) 熱安定度試験は安定化を評価するには適当ではないという、爆発物に関する作業班の結論を TDG 小委員会が承認したことに注目した。二つの代替できる試験が知られており、CEFIC が主導する TDG 小委員会における期間間非公式作業班がこれらを試験方法及び判定基準のマニュアルに含める提案を作成する作業を委任された。

##### 4. 酸化性物質の試験

非公式文書： INF.15, item 6 (Secretariat)

12. 小委員会は、酸化性物質の試験で対照材料として使用されているセルロースの代替に関する継続作業の進捗報告に対して、フランスの専門家に感謝した。フランスの専門家は興味のある専門家及び試験機関に対してこれらの問題に関するコメントを寄せるように求めた。

## B. 第 2.1 章の検討

非公式文書： INF.7 and INF.13 (Sweden)  
INF.15, item 3 (Secretariat)

13. 小委員会は、コレスポネンスグループ内の大多数の専門家は、爆発物の分類も GHS の他の危険有害性と同様に区分に基づいた方法の導入が望ましいと考えていることに注目した。専門家はこれが現行のシステムの問題を解決すると考えた。つまり現行では包装された状態（一般に輸送のための）での爆発試験からの結果による分類で、これは爆発物が（輸送の）包装内ではないような（例えば製造過程、または包装が変更された場合）他の状況で起こる危険性を反映してはいないであろう。

14. 小委員会は、コレスポネンスグループ内では以下の原則が大方支持されたことに注目した：

- (a) 現行の分類システムに対するどのような変更も既存の輸送の分類に影響を与えるべきではない；
- (b) 等級に関する情報は維持されるべきである、これらは下流の、特に貯蔵に関する、多くの法令で広く使用されている；
- (c) いかなる新しい試験に関する要求も避けなければならない；
- (d) すべての提案された変更による影響は、その追加的な価値との関係において評価されなければならない。

15. 小委員会は INF.13 に示された作業班の作業プログラムを承認した。

## C. 粉じん爆発

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2017/3 (United States of America)

非公式文書： INF.16 (United States of America)

16. 全体会合での意見交換の後、ST/SG/AC.10/C.4/2017/3 の図 A11.2.1 を変更する必要性に関して合意が得られなかった。専門家のグループが休憩中に集まり、何人かの代表から提案された問題を解決するために、A11.2.1.2 および A11.2.3 を修正し、図 A11.2.1 は変更しない、という提案を作成した。改訂された提案を全体会合で検討した後、小委員会は A11.2.1.2 および A11.2.3 に修正を行い（附属書参照）ST/SG/AC.10/C.4/2017/3 を採択した。

17. 粉じん爆発に関する新しい附属書の採択は好意的に受け取られたものの、一人の専門家が GHS においてリスクアセスメントを導入することに懸念を示し、GHS においてリスクマネジメントを取り扱うことに関して小委員会内でさらに検討することを望んだ。

## D. 健康有害性の分類のための動物を使用しない試験方法

非公式文書： INF.6 (United Kingdom, Netherlands)

18. 小委員会は、コレスポネンスグループが *in vitro* の方法に関する試験基準を GHS 第 3.2 章に含めるかまたはガイダンスとすべきかについて検討しているこ

とに注目した。第 3.2 章における分類に関して統合された方向に進むのかまたは既存の段階的アプローチを維持するのも検討中である。

19. コレスポネンスグループはまた、GHS に対する修正案を提出する前に、一度に 1 つの有害性クラスを評価するのかまたはすべての関連する有害性クラスについて作業を終了させたほうが良いのかについても検討している。作業班は、これを決定するのは時期尚早で後々この課題を再検討するであろうとした。

20. オランダの専門家は、コレスポネンスグループの作業に関して小委員会から書面でのコメントを求めた。

## E. 実際の分類に関する問題

21. 小委員会は、実際の分類に関する問題のコレスポネンスグループが作業プログラム<sup>1</sup>のうち(a)、(b)および(g)について検討し、以下の成果を得たことに注目した：

- 項目 (a)、グループ内では、つなぎの原則「1 つの有害性区分内での内挿」は第 3.2 章及び第 3.3 章での成分加算方式との関係では簡単には使用できず、このような場合に「毒性学的に活性な成分」の成分加算をどのように適用するかを明確にするガイダンスを開発するのは困難であろうという合意があった。しかしながらグループの 1 人のメンバーはそのようなガイダンスが開発可能かどうか検討を続けると述べた。
- 項目 (b)、グループでは第 3.8 章及び 3.9 章の編集上の改訂について検討した。具体的な提案が来る会合に提出されるであろう。
- 項目 (g)、ある限られた条件では現在明確には記載されていない他の有害性に対して、成分加算の原則が適用できるという合意がグループ内にはある。グループ内の数人のメンバーが GHS の修正に関する提案作成を申し出た。

## F. 誤えん有害性

22. IPPIC の代表は、本議題の文書は次回会合に提出されるであろうと、小委員会に告げた。

## G. ナノマテリアル

23. 本議題には文書が提出されなかったため、検討されなかった。

## H. その他

### 高圧下の化学品

非公式文書： INF.12 (CEFIC, EIGA)

24. 提案は基本的に支持された。専門家からとりわけ以下のようなコメントがなされた、高圧下の化学品の定義における 50%カットオフ値の理由、提案された危

<sup>1</sup> See informal document INF.39 (thirty-second session) and the programme of work of the Sub-Committee for 2017-2018 (ST/SG/AC.10/64, annex III).

除有害性情報伝達の要素そして INF.12 パラグラフ 8 で説明されている「調和された分類システムの一部ではない」の削除提案。

25. カナダの専門家は、パラグラフ 8 の提起された問題はカナダの実施法令の中で判定論理を言葉で記載していることによると述べた。小委員会は、同様の言い回しが GHS において適当かどうか検討するために、その文章を共有するように彼女に求めた。

26. 小委員会は CEFIC の代表に、出されたコメントを考慮して提案を修正するように求めた。

## IV. 危険有害性の情報伝達に関する課題（議題 3）

### A. 小さな包装のラベル

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2017/2 (CEFIC)

非公式文書： INF.11 (Belgium)

27. 小委員会は、コレスポネンスグループがセットまたはキットに対する例をさらに改善するために、INF.11 のコメントと同時に提案を検討していることに注目した。改訂された提案は次回会合に提出されるであろう。

28. 小委員会は、コレスポネンスグループが決まった量を使用者に提供する（例えば溶解する包装中の液体洗剤または実験用試薬に使用される包装のいくつか）包装の例を開発する必要性を検討していることに注目した。CEFIC の代表は小委員会で検討するために、次回会合にそのような例を示したリストを提出し、リストを完成させるための専門家の意見を歓迎するであろうと述べた。

### B. 附属書 1 から 3 の改善および注意書きのさらなる合理化

29. 小委員会は、コレスポネンスグループが医療対応に関する新しい注意書きの開発および「子供の手の届かないところにおくこと」のメッセージを伝達する注意絵表示の可能性に関して進捗していると報告を受けた。小委員会はコレスポネンスグループがこれらの問題に関して次回会合に提案を出そうとしていることに注目した。

### C. 附属書 4、A4.3.3.2.3 の「濃度範囲」の使用に関する検討

30. 小委員会は CEFIC の代表がこの問題に関して次回会合に文書を提出しようとしていることに注目した。

### D. その他

#### 1. 附属書 7、例 7：単一容器、の修正

非公式文書： INF.9 (UNITAR)

31. 小委員会は、UNITAR からの提案を歓迎したが、修正提案のいくつかについては懸念を表明した。注意書きに関しては、いくつかのオプションのなかで選択

しなければならない（例えばスラッシュで区切られているもの）または情報を完成させなければならない（例えば 3 個のドットを含むもの [...]）という合意があり、適用可能な注意書き（すなわちスラッシュやドットのない）のみが GHS 文書の例として含まれるべきである。

32. 小委員会は UNITAR の代表に、GHS における他の例について改訂が必要かどうかの検討も含めて、出されたコメントを考慮するように求めた。

## 2. SDS における小項目の番号化

非公式文書： INF.19 (RPMASA)

33. 小委員会は、安全データシートの小項目の番号化（訳者注：番号順を義務化する）に関する実態調査の結果に注目した。RPMASA の代表は調査にまだ回答していない専門家に対応を求めた。

# V. GHS の実施（議題 4）

## A. GHS にしたがって分類した化学品リストの開発

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2017/1 (United States of America)

非公式文書： INF.14 (United States of America)  
INF.15, item 4 (Secretariat)

34. 小委員会は、コレスポネンスグループが INF.14 にある比較調査リストの進展と TDG 小委員会における議論の成果について総括したことに注目した。リストにある日本が行ったいくつかの分類結果が変更されていることに言及し、コレスポネンスグループはこれにしたがい比較結果が改訂されるであろうと小委員会に報告した。

35. 小委員会はまた、コレスポネンスグループがプロジェクトの将来について議論していることに注目した。多くの専門家がノンバイディングリストとして調和された分類の採択に関する作業を開始するときであると感じている一方、他の専門家は所管官庁による分類リスト開発や更新に関して行われている作業との重複についての懸念、そして小委員会レベルで開発したリストが持つであろう法令での義務化への影響を表明した。コレスポネンスグループは、小委員会で前向きに審議するために議論の概要に関する文書を次回会合に提出するであろう。

## B. 実施状況報告

### 1. GHS 実施の状況調査

非公式文書： INF.10 (Sweden)

36. 小委員会は、世界的な GHS の実施状況に関する調査結果及び結論に関する予備的な情報を歓迎し、この仕事に対してスウェーデンの専門家に感謝した。彼女は、この報告書が公表されることが認められた暁には、全報告書を小委員会と共有したいと述べた。



## 2. アルゼンチン

37. 小委員会は、アルゼンチンで職場に対する GHS を導入した法令が 2017 年 6 月 1 日に施行されたことに注目した。

## 3. ロシア連邦

38. 小委員会は、ユーラシア経済連合の技術規則である“On the Safety of Chemical products”がユーラシア経済連合理事会<sup>2</sup> Decision No. 19 によって 2017 年 3 月 3 日に採択され、これが 2021 年 6 月 2 日に施行されることに注目した。この日以降は GHS の分類基準及び関連する危険有害性情報伝達要素（ラベルおよび SDS）はユーラシア経済連合のメンバー国（アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスおよびロシア連邦）では強制になるであろう。

## 4. 日本

39. 小委員会は、経済産業省（METI）が ASEAN と共同で“ASEAN-Japan Chemical Safety Database (AJCSD)<sup>3</sup>”を開発したことに注目した。このデータベースは独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）により 2016 年 4 月 28 日にリリースされている。これには ASEAN の化学品関係法令と GHS 分類の追加的な情報さらに安全データシートの例が含まれている。情報はいくつかの言語で入手可能で、無料である。

## 5. 南アフリカ

40. 小委員会は、GHS を考慮した Hazardous Substances Act、Occupational and Health Safety (OHS) Act および Hazardous Chemical Substances Regulations の改訂版が 2017 年の終わりまでには完成予定であることに注目した。

## C. 他の団体及び国際機関との協力

### 1. アジア-太平洋経済協力 (APEC)

非公式文書： INF.18 (Russian Federation)

41. 小委員会は、ロシア連邦の専門家により提供された GHS 実施状況のデータに関する APEC Chemical Dialogue の活動についての情報に注目した。これには INF.18 パラグラフ 2 および 4 に詳細があるが、例えば定期的な報告に使用されるインターネットプラットフォームおよびロシア連邦が主導する世界の化学品法令に関するデータ編纂に関する進行中のプロジェクトが含まれる。

42. INF.18 パラグラフ 3 に概要のある能力強化に関連して、IPIECA の代表は、効果的な GHS 実施目標に関して以下の 5 つの課題が明らかになっていると述べた：

- 異なるビルディングブロックの実施により多様な GHS 実施になっている
- 異なる分野での GHS 採用が、混合物カットオフ値およびビルディングブロックにおける相違となっている
- 混合物に対するカットオフ値の適用方法に関するガイダンスの必要性

<sup>2</sup> [https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413938/cncd\\_18052017\\_19](https://docs.eaeunion.org/docs/ru-ru/01413938/cncd_18052017_19)

<sup>3</sup> <http://www.ajcsd.org>

- カギとなる製品の分類結果
- 異なる国々で異なる GHS 改訂版が採用され、GHS 改訂の更新についていくことが難しい

43. GHS についての APEC 活動や GHS の実施状況に関する情報へのアクセスを容易にするために、IPIECA の代表は APEC の GHS 実施活動のリンクを GHS 小委員会事務局が維持管理している GHS 実施ウェブに含めることを提案した。事務局の 1 人が要望を検討すると答えた。

## 2. 世界保健機関 (WHO)

44. 小委員会は、WHO が GHS 判定基準にしたがった分類を含めるために International Chemical Safety Cards (ICSCs) を更新し続けていることに注目した。すでに 1700 のうち 525 のカードはピアレビューされた GHS 分類が含まれている。WHO の代表は分類の手順を小委員会と共有するように求められた。

45. ICSC は OECD eChemPortal で見つけることができる。WHO はカードの GHS 分類を eChemPortal の GHS 分類モジュールで直接的に検索できるようにするつもりである。WHO の代表は、GHS 分類についての情報を広めるために、化学品の情報データベースを有する政府がそのデータもまた eChemPortal の GHS 検索モジュールで入手可能にするよう勧めた。

## D. その他

46. 本議題には文書が提出されなかったため、検討されなかった。

## VI. GHS 判定基準の適用に関するガイダンスの開発 (議題 5)

47. 本議題には文書が提出されなかったため、検討されなかった。

## VII. 能力強化 (議題 6)

非公式文書 : INF.17 (RPMASA)

48. 小委員会は、RPMASA の代表により提供された南アフリカにおける意識の向上および能力強化活動に注目した。

49. UNITAR の代表は、第 8 版 GHS e-ラーニングコースが 2017 年 5 月に完了し、2017 年 9 月 18 日から 29 日に開催される第 9 版の登録<sup>4</sup>が開始されていると報告した。GHS 専門家リストが更新された<sup>5</sup>ことも注目された。GHS 能力強化活動に関して、小委員会はウズベキスタン及びギニア共和国で国の GHS 実施プロジェクトに関する初めてのワークショップが最近開催されたことに注目した。

<sup>4</sup> <https://www.unitar.org/event/full-catalog/classifying-and-labelling-chemicals-according-un-ghs-2017-0>

<sup>5</sup> <http://www.unitar.org/cwm/ghs-roster-experts>

## VIII. その他（議題 7）

### A. ECOSOC 決議

50. 小委員会は、第 8 回委員会で準備された決議(ST/SG/AC.10/44, annex IV) は 2017 年 6 月 8 日に経済社会理事会で変更なしに採択されたことに言及した。

### B. 文書の提出期限

51. 小委員会は次回会合への文書提出の期限を以下のように通知された：

- 両小委員会（TDG 及び GHS）への提出文書：2017 年 9 月 1 日
- GHS 小委員会への提出文書：2017 年 9 月 13 日

### C. Ms. Kathy Landkrohn（米国）への謝辞

52. 2008 年から米国代表団のメンバーとして小委員会に尽くしてきた Ms. Kathy Landkrohn がまもなく退職するために最後の会合参加となっていることが、小委員会に報告された。小委員会は、彼女の 9 年間にわたる小委員会に対する貢献及び責任に対して感謝し、永く幸せな退職生活を祈念した。

### D. 事務局の交代

53. 小委員会は、スロバキアの Ms. Olga Algayerova が事務総長により欧州経済理事会の事務局長に任命され、2017 年 6 月 1 日から Mr. Christian Friis Bach の後任になったことに言及した。持続可能な輸送部門の事務局長 Ms. Eva Molnar は 2017 年 6 月 30 日に退職し、このポストは現在空いており一時的な補充や採用プロセスは未決定であることも言及された。

54. Dangerous Goods and Special Cargoes Section のチーフであり、TDG 小委員会の事務局である Mr. Olivier Kervella が 2017 年 11 月に 62 歳の強制退職年齢に達し、そのようなスタッフの退職を 65 歳にするという要求を是認するための国連総会の決定が 2018 年 1 月 1 日前には実施されそうもないことから、彼は 2017 年 11 月 30 日には退職せざるを得ないであろうことも小委員会に報告された。2017 年 5 月には彼に代わる者の採用手続きを始めるために、その一歩が事務局によってはじめられた。

## IX. 報告書の採択（議題 8）

55. 定められた慣例に従い、小委員会は事務局により準備された案に基づいて第 33 回会合の報告書を採択した。

## 附属書

### GHS 改訂第 7 版への修正案 (ST/SG/AC.10/30/Rev.7)

ST/SG/AC.10/C.4/2017/3 の附属書 1 及び 2 にある提案は以下のように修正されて採択された：

A11.2.1.2 以下のように修正される：

“A11.2.1.2 このガイダンスは可燃性粉じんが存在するかも知れない時、そして粉じん爆発のリスクを考慮しなければならない時を特定する。このガイダンスは：

- (a) 可燃性粉じんの可能性を特定するためのカギとなるステップを明記したフローチャートを示す；
- (b) 粉じん爆発に寄与する要因を特定する；
- (c) 危険性およびリスク管理の原則を提示する；さらに
- (d) 専門家の知識が必要とされる場所を示す。

(参照文書：ST/SG/AC.10/C.4/2017/3, 修正後)

A11.2.3 以下のように修正される：

#### “A11.2.3 可燃性粉じんの特定

A11.2.3.1 この節の目的は可燃性粉じんが存在するかどうかを明らかにすることである。物質または混合物が可燃性かまたは可燃性でないか (A11.2.3.2.10 を参照) の結論を支持する認められた有効な試験方法による適用可能なデータがあれば、図 A11.2.1 を適用することなしに決定することができる。そうでない場合には、物質または混合物が可燃性粉じんかどうか、そして粉じん爆発のリスクを評価すべきかどうかを明らかにするためのフローチャートが図 A11.2.1 に示されている。A11.2.3.2 には詳細な説明とフローチャートで使用されている各ボックスの解釈に関するガイダンスが記載されている。”